

## 第23期佐世保市農業委員会第36回総会議事録

1 開催日時 令和2年5月27日(水) 13時30分から15時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 徳衛	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	井手 源一郎		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(1名)

17番 松永 信義(副会長)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田 富士夫
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
宮地区	坂口 要	吉井地区	近藤 博
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	菅 徳雄
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員(1名)

柚木地区推進委員 宮崎 敦

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 菊永 朋美  
事務局係長 博多屋 孝昭  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第364号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第365号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第366号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第367号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について  
第368号議案 非農地証明願について  
第369号議案 非農地通知の取消について  
第370号議案 非農地通知について  
第371号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について  
第372号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第373号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第374号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第375号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

会 長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第36回総会を開会いたします。一、開会。

会 長 今日、第36回ということで、来月の6月が23期の最後の総会ということになりますが、先月は、コロナの対策の感染拡大防止を図るため、推進委員は不参加と言う変則的な開催となりました。今回は、全国的な解除ということもあり全員お集まりの中で開催されたことに対して、一先ず安心していただいております。しかしながら、宇久地区は今回まで自粛ということでテレビ会議になっております。では、本日の総会がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたしまして、開会にあたりましての挨拶とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、松永副会長が欠席となっておりますが、委員総数19名中18名出席により過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、柚木地区の宮崎推進委員も欠席となっておりますので合わせて報告いたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、1番 有馬秀志委員、2番 川上宗康委員、補充として3番 阿波茂敏委員にお願いいたします。

議 長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第364号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第364号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しています「その他1違反転用事案報告について」資料をご覧ください。

こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび始末書を添付して転用許可申請があり、第364号議案の第4条許可申請案件の1番として上程しております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。1番、皆瀬地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、小川内町。地目は、登記田、現況宅地です。面積は737㎡。転用目的は農家住宅で、施設は農家住宅1棟、木造2階建158.30㎡、農業用倉庫、木造平屋建51.01㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、小川内公民館バス停より南西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和29年に住宅を建築して以来周囲の農地等に被害を及ぼしていないため、今後も被害を及ぼすおそれはない。

日照通風、昭和29年に住宅を建築して以来農地等へ被害を及ぼしていないため、今後も周囲に被害を及ぼすおそれはない。

排水計画は、雨水は水路放流、汚水はくみとり、生活雑排水は水路放流となっております。土地利用計画平面図立面図添付。資金証明書に係る理由書添付。始末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、皆瀬地区。

19番 19番、大宅です。5月23日に辻委員と山口推進委員と現地確認を行いました。先ほどの事務局の報告のとおり、昭和28年にこちらの方へ移転してきたということです。その後も周辺に影響は生じておらず、今後も影響ものとみてきました。以上です。

議 長 次に、地区担当の推進委員の意見を求めます。

山口委員 推進委員の山口です。今、大宅委員の説明のとおり、問題ないと思います。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願ひします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第364号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第365号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい、第365号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず、2番の江上地区の案件について取下げの願ひが出ております。よってそれを除いた3件についてご審議いただきたいと思ひます。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾北町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計1,215㎡です。転用目的は太陽光発電。権利は、所有権移転売買です。施設は、太陽光パネル324枚、パワーコンディショナー9台で設置面積は529.7㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは浦頭引揚記念公園から北に約650mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。日照通風、パネル高を加減、1.4m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。

土地利用計画平面図添付。立面図添付。残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は313㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、建築面積69.56㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは重尾町公民館から南東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.5m。土留め工事、擁壁を設ける。日照通風、周辺は宅地道路であり農地への日照、通風、耕作などに被害のおそれなし。排水計画、雨水は溜桝、水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町栗越の3筆。地目は、登記山林、畑、原野、現況畑。面積は3筆合計3,604㎡です。転用目的は新ライスセンター。権利は、所有権移転売買です。施設は、ライスセンター建屋1棟鉄骨造延床面積1,158㎡、露天駐車場23台513㎡。併用地ありで、敷地全体面積は6,688㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地で用途は農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは根引池から東へ約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高4.5m、切土最高6.9m。擁壁を設ける。法面保護をする。日照通風、周囲はすべて山林であり、近隣の農地とは距離があるため被害の恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上3件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 1番、有馬です。5月25日に原委員と現地確認を行いました。この農地は、現在休耕地で、周りは山林と畑です。被害防除計画と排水計画を計画どおり実施すれば問題ないとみてきました。以上です。

議 長 次に、地区担当の推進委員の意見を求めます。

原 委 員 推進委員の原です。今、有馬委員も説明のとおり、問題ないと思います。

議 長 3番、早岐地区は私の方から調査結果の報告をいたします。  
5月24日に、久野委員と本人立会いの下に現地を確認しました。この案件は、譲受

人と譲渡人は、親子関係です。近隣には、農地もありませんので問題ないと見てきました。以上です。

議 長 続きますして、地区担当の推進委員の意見を求めます。

久野委員 推進委員の久野です。今、八並会長が説明したとおり問題ないと思います。

議 長 次に、4番、江迎地区ですが、松永委員が欠席ですので推進委員の小川委員よろしくお願ひします。

小川委員 推進委員の小川です。5月24日に松永委員と現地を確認しました。  
周りには影響を受けるような農地は無いので、問題はないとみてきました。よろしくお願ひします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

15番 15番の西尾です。4番の江迎地区の案件ですが、盛土が4.5mとなっていますが、詳細は分かりませんか。

議 長 事務局お願ひします。

事務局 はい、事務局です。そちらは、擁壁の一段施工でございます。

議 長 他に、ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願ひします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第365号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第366号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい、第366号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1 番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の12筆。地目は、台帳田、畑、現況田、畑。面積は12筆合計6,153㎡です。転用目的は一般住宅用地、建売住宅です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、県北家畜衛生所付近に位置し、変更理由は、同地区に住宅を求める声が多く、建売住宅購入希望者が増えている。数か所の候補地を検討した結果、当該地を有効活用し、建売住宅として利用することが最適と判断され希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、建売住宅の建設です。

2 番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町長坂の1筆の一部。地目は、台帳田、現況田。面積は275㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、江迎支所付近に位置し、変更理由は、自宅が老朽化しているため建替えが必要であり、数か所の候補地を検討した結果、当該地を有効活用し一般住宅として利用することが最善と判断され希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅の建設です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。なお、両案件とも、大宅委員が申出を代理されておりますので、一時退室していただき、審議していただけたらと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1 番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。この案件は、5月22日に伊賀崎委員と現地を確認しました。議案記載のとおり、台帳名義人が複数いまして内一人が全て耕作していましたが、近年イノシシ等の被害で耕作が困難なため、当該用地を有効利用したいとの考えのもと変更することとなっています。許可基準の排水計画どおり行っただけであれば、問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、地区担当の推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 推進委員の、伊賀崎です。富川委員が説明したとおりで問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2 番、江迎地区は、推進委員の小川委員お願いいたします。

小川委員 推進委員の小川です。5月24日に松永委員と現地確認を行いました。変更理由のとおり建替えをするためですが、現在の自宅の前の農地を利用することになり除外の申請がなされました。特に問題ありません。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第366号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。大宅委員の入室を認めます。

～大宅委員着席～

議 長 次に、第367号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第367号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

1番、江迎地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町末橋。地目は、登記田、現況田。面積は2,677㎡で、対象作物は水稻です。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(田)です。こちらは、末橋公民館付近で、変更理由は、現在、稲作等耕作をしている土地で今後も継続する予定であり、令和2年度中山間地域直接支払事業に取り組むため、農用地区域への編入を望むもの。変更内容は農用地区域への編入です。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、調査結果を推進委員の小川委員お願いいたします。1番、江迎地区。

小川委員 推進委員の小川です。5月24日に松永委員と現地確認を行いました。変更理由のとおり現在稲作等を丁寧に耕作中であり今後も継続して行く予定で、中山間地域直接支払い事業に取り組むため申請がなされています。特に問題ありません。以上です。



議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第367号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

次に、第368号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

議 長 はい、第368号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、母ヶ浦町。地目は、登記宅地、課税畑、現況宅地。面積は263.14㎡です。

願出の理由としては、親族が平成31年2月頃まで耕作していたが、その後、肥培管理は行わず、農地としての利用はしていない。現在、宅地としての管理を行っている。参考事項としまして、こちらは、母ヶ浦町公民館から西に約10mの位置にあり、農振外で、事由の②-3-2に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、相浦・九十九地区。

12番 12番、富川です。5月22日に伊賀崎委員と現地を調査してきました。この案件の現地は、周りに農地は無く問題はないとみてきました。

議 長 続きまして、地区担当の推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。富川委員の説明のとおり、周りも住宅地ですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第368号議案について、非農地証明書を交付することとします。次に、第369号議案 非農地通知の取消について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第369号議案 非農地通知の取消について、ご説明いたします。議案記載のとおり農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。

土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、令和2年5月1日で、現況は山林のように見えますが柚子を耕作中でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者または、申出者に送ることになります。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第369号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第370号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明の前に、取消をお願いいたします。針尾地区の6番、三川内地区14番から20番までの7筆の削除をお願いします。

それでは、第370号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で168筆、面積82,629.43㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。針尾地区6番と三川内地区の14番から20番を除いて賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第370号議案について、針尾地区6番と三川内地区の14番から20番を除いて非農地通知を発出することとします。

次に、第371号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、下の原町の1筆、黒髪町の23筆で合計24筆。地目は田及び畑。面積合計で14,096.21㎡。全て市街化調整区域です。相続開始年月日は平成10年6月26日。引続き農業に従事していた期間は、平成29年4月28日から令和2年5月27日です。

この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届出を税務署に提出することになっており、その添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回、議案として上程しています。

該当者の農業経営状況について、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6 番 6番、浦です。5月17日に磯本推進委員と現地を調査してきました。専業農家でございますが、立派に耕作をされております。一筆のみ保全管理状態ですが、直ぐにでも耕作できるように管理されておりますので、問題はないと見てきました。以上です。

議 長 続きまして、地区担当の推進委員の意見を求めます。

磯本委員 推進委員の磯本です。浦委員の説明のとおり、専業農家で立派に経営されていますので問題ないと思います。よろしくお願います。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第371号議案について農業経営継続証明を交付することとします。

次に、第372号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第372号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地小舟町の1筆、地目は登記田、現況畑。面積190㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、柚木地区。

8番 8番、小川です。5月24日に、宮崎推進委員と現地を確認しました。この案件は、譲受人と譲渡人が過去農地の交換をした際に、議案に記載の面積190㎡が足りなかったとのことで、今回、正式に契約した面積にするために許可申請をしております。譲受人が今後耕作していくということなので、問題はないと見てきました。よろしく願いします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第372号議案について、許可することとします。

次に、第373号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第373号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、江上地区1件、宮地区3件、三川内地区1件、柚木地区1件、皆瀬地区2件、吉井地区8件、世知原地区2件、宇久地区1件、江迎地区6件、鹿町地区1件の計27件。

解除条件付きの利用権設定は、小佐々地区2件。

所有権の移転は、宮地区2件、全体で31件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、解除条件付き利用権設定の1番、2番につきましては、赤木委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 解除条件付き利用権設定の1番、2番につきましては、赤木委員の案件になりますので、この件を先に審議します。赤木委員は一時退室をお願いします。

～赤木委員退席～

議長 解除条件付き利用権設定の1番、2番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、解除条件付き利用権設定の1番、2番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 解除条件付き利用権設定の1番、2番の案件につきましては、承認いたします。赤木委員につきましては入室し、着席してください。

～赤木委員着席～

議長 はい、それでは解除条件付き利用権設定の1番、2番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、解除条件付き利用権設定の1番、2番を除く案件についての採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、第373号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第374号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)に

ついて事務局の説明をお願いします。

事務局 第374号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、鹿町地区1件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第374号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。（案）を削除願います。

次に、第375号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第375号議案 農用地利用配分計画（案）についてですが議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。34ページをご覧ください。報告5農用地利用配分計画解約通知について、宮地区1件、早岐地区1件の計2件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区2件、早岐地区1件、鹿町地区1件で、合計4件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第374号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第375号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。  
次に、報告に移ります。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。  
相浦、九十九地区1件、小佐々地区1件、江迎地区1件及び鹿町地区1件、計4件の相続の届出を受理しております。以上、報告いたします。

議長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。  
令和2年4月21日、24日、30日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区1件、大野地区1件、相浦、九十九地区1件の計4件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。  
令和2年4月21日、24日、28日及び5月7日付局長専決事項として、日宇地区1件、皆瀬地区1件、相浦、九十九地区3件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告4 農地法第18条第6項の規定による通知についてについて事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、世知原地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事務局      その他2   「農業委員会の概要」の配付について

議長      以上で本日の総会を終了したいと思います。

本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第36回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。